

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 27 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26282006

研究課題名(和文) デザイン保護の世界的な統一を目指してー創作実態と法的保護の調和ー

研究課題名(英文) Towards harmonization of design protection - through the perspective of the harmonization of creative activity and legal protection -.

研究代表者

麻生 典 (ASO, Tsukasa)

九州大学・芸術工学研究科(研究院)・助教

研究者番号：20708416

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、デザイン創作の実態を踏まえ得た上で、デザイン保護の世界的な統一のあり方を明らかにすることを目的とした。具体的には、デザイン保護法制の現状と課題について、(1)各国のデザイン保護法制の現状と課題、(2)各国の意匠法の淵源、(3)デザインと知的財産法以外の諸法との関係、(4)デザインプロセスとデザイナーから見たデザイン保護法制、(5)法的類似と認知科学的類似の相違、を検討した。

研究成果の概要(英文)：This research aims at clarifying the way of worldwide harmonization of design protection through the perspective of the actual design creative activity. Specifically, the followings about the current status and issues of design protection law are discussed. (1) Current status and issues of design law in each country, (2) Origin of design law in each country, (3) Relationship between design law, intellectual property law and other laws, (4) Design law from the point of view of design process and designers, and (5) Differences in legal similarity and cognitive science similarity.

研究分野：法学

キーワード：デザイン デザイン評価分析 デザイン保護法制 類似 認知科学 応用美術

### 1. 研究開始当初の背景

現在、技術の発展とともに、デザインの創作が多様化している。従来までの工業デザインだけではなく、画面デザインなど様々なデザイン創作が行なわれているのである。そうしたデザインについて、法的保護が創作実態に適したものとなっているかは明らかではない。また、様々なデザインが法的保護の対象となるかについても各国で大きな相違がみられる。このように、デザインの創作実態と法的保護の間の乖離、さらには世界的に統一されたデザイン保護のあり方が問題となっている。

### 2. 研究の目的

そこで、本研究「デザイン保護の世界的な統一を目指して-創作実態と法的保護の調和-」は、今後さらに多様化するデザインの活用を図るべく、デザイン創作の実態を踏まえ得た上で、デザイン保護の世界的な統一のあり方を明らかにすることを最終的な目標とした。

### 3. 研究の方法

デザイン学チームと法学チームから構成された研究チームによって、各チームの研究成果を共有しつつ研究を進めた。なお、デザイン学チームは創作実態解明チームと実験チームから構成され、法学チームは日本法研究チームと外国法研究チームから構成される。

創作実態解明チームは、まず各人の専門分野におけるデザイン創作の手法を各人の経験や聞き取り調査を通じて明らかにした。そこから、我が国のデザイン創作の実態とデザインの保護ニーズを明らかにした。そして、これらの実態・デザイン保護のニーズを前提として、デザイン創作者の視点から現行知的財産法の課題を指摘するために、法学チームからそれぞれの専門分野に適用される知的財産法および裁判例の提供を受け、実際の我が国の学説・裁判例への批判的検討などを行った。

実験チームは認知科学的類似と法的類似の相違を明らかにするために、カード配置法を用いた意匠の類似に関する被験者実験を行った。カード配置法実験とは、意匠を印字したカードを用意し、被験者にカード間の距離が近ければ類似度が高く、遠ければ類似度が低いというルールに基づいて平面上に配置するという実験手法である。

なお、研究計画書申請段階においてはアイトラッキング実験を想定していたが、実験チームで討議を重ね、アイトラッキング実験を実際に行ってみるなどした上で、最終的にカード配置法実験の方が様々な問題点を解決し、かつ適切な実験結果を得ることができると判断し、カード配置法実験を採用することとした。また、カード配置法実験の有用性を明らかにするために、MDS法との比較実験も

行った。

法学チームは、まず、日本法研究チームがカード配置法実験の材料となる我が国における裁判例を実験チームに提供した。また、各デザイン分野における知的財産法における保護とその議論について創作実態解明チームに提供した。その上で、各人の専門とする法の立場(知的財産法、民法、独占禁止法、法制史)から、デザイン保護法制が有する様々な問題について多角的に検討を行った。

また、外国法研究チームは、各人が各国のデザイン保護法制の理論的課題を検討した。

### 4. 研究成果

研究成果は、本研究成果をまとめた麻生典=Christoph Rademacher編『デザイン保護法制の現状と課題-創作と法学の視点から-』(日本評論社、2016年、614頁、以下『図書』と称する)に基本的に集約される。

また、法学チームは一部のメンバー(代表者:麻生、分担者:Rademacher、協力者:金、末宗ほか)で第63回(2016年)春季日本デザイン学会のオーガナイズドセッションで「デザイン保護法制の現状と課題」という題目で報告を行い、本研究の成果を学会レベルでも共有した。この成果については、時間的な制約により報告対象から外したテーマも含めて、2017年10月発行予定のデザイン学会特集号においてまとめられる予定である。

本研究の具体的な成果としては、下記の観点からまとめることができる。

#### (1) 応用美術

上記で述べたように、各国のデザイン保護法制は大きな相違がみられる。その最も典型的なポイントが、応用美術の問題である。そこで、本研究では各国の保護法制の分析において、応用美術に関する最新の議論を明らかにしている(図書内論文の研究業績1,2,3及び図書内の第1部第4節~第10節までの論文)。応用美術の保護を限定的に解してきた日本においても学説・裁判例において柔軟な姿勢が見られること、欧州においてもそのような立場が有力になりつつあることが明らかにされる一方、非常に限定的な立場を採用する法制度の存在も明らかとなっている。

その上で、応用美術を広く保護することが意匠法の存在意義に影響を与えるか否かについては、否定的な立場も示されている(図書内論文の研究業績1)。

#### (2) 意匠法の淵源

応用美術の問題からは、意匠法それ自体のあり方が問題となってくる。それゆえ、意匠法が各国においてどのように認識されてきたのかの分析が不可欠である。その観点から、フランス法(図書内論文の研究業績7)、ドイツ法(図書内論文の研究業績8)、を明らかにした。そこから導き出されるのは、大陸法における意匠法は元来同業他者間の不正競争を防止するための法だったということである。その意味で、著作権法とはその趣旨を異

にすることが、各国法においても明らかにされたことになる。

一方で、欧州意匠規則・欧州意匠指令では、意匠はマーケティングツールとして捉えられている(図書内論文の研究業績 1) ことから、意匠法の淵源からはその存在意義は変化していることが明らかにされている。

### (3) 意匠法の構成

さらに、具体的な制度設計の問題として、意匠法内に物品に従った無審査制度の導入の意義(図書内論文の第 1 部第 5 節論文)、意匠法内に登録制度と非登録制度を設ける法制、意匠法を無審査とする制度設計(図書内論文の研究業績 3、図書内の第 1 部第 4 節論文)が明らかとされている。特に、意匠法内に物品に従った無審査制度の導入の意義については、否定的な見解が明らかにされている(図書内論文の第 1 部第 5 節論文)。

### (4) 意匠法の要件

新規性要件、創作非容易性要件の判断主体については欧州では我が国から見れば特異な状況にあることが明らかにされている(図書内論文の研究業績 3、図書内の第 1 部第 4 節論文)。こうした要件が採用された経緯は今後のデザイン保護法制のあり方に非常に参考になる。

### (5) デザインと諸法

さらに、デザインを取り巻く諸法からも現行法の課題が明らかにされている。例えば、デザインそれ自体の定義が存在しないことによる独占禁止法上の問題(図書内論文の研究業績 4)、不法行為法によるデザインの保護(図書内論文の研究業績 5)である。特に知的財産法によって保護されていないデザインについての保護は、知的財産法で保護されない利益についての評価が問題とされることが日仏法で示唆されている(図書内論文の研究業績 5, 6)。

### (6) デザインプロセスと法的保護

様々なプロダクトデザインと情報デザインについて、そのデザインプロセスとそのデザインの保護の現状と課題について明らかにした(図書内論文の第 2 部の 10 編の論文)。そこでは、プロダクトデザインを著作権法で広く保護する場合のデザイナーからの懸念は大きくないことも示されている(図書内論文の研究業績 9、図書内の第 2 部第 2, 5 節論文)。

芸術家の立場からは芸術創作過程が明らかにされるとともに、3D スキャン・3D プリンターに伴う問題も指摘されている(図書内論文の研究業績 11)。

### (7) 意匠の法的類似の認知科学的分析の可能性

意匠の類似についてカード配置法の有用性を明らかにした上で(雑誌論文の研究業績 1)、意匠の法的類似と認知科学的類似についての認知科学的アプローチの有用性を明らかにしている(図書内論文の研究業績 12)。デザインの類否判断については、創作の立場

からも認知科学的手法が推奨されている(図書内論文の研究業績 10)。

### (8) 今後の課題

このように、法学・デザイン学・認知科学の視点から現在の世界におけるデザイン保護法制の現状と課題を指摘し、それらの観点に各人が一定の見解を示した。しかし、当初の研究計画との関係では達成できなかった点がある。

一つは、デザインの創作実態、個別具体的なデザインについて外国までの調査および外国におけるカード配置法実験は金銭的・時間的な制約から行えなかったことである(特に外国における被験者実験までは研究計画申請時に入っていなかったが、研究を遂行していく過程において実施が望ましいという判断に至った)。そのため日本のデザイン創作実態と外国におけるデザイン創作実態に相違があるか、日本のデザイン創作者と外国のデザイン創作者の保護ニーズの範囲に相違があるかを明らかにしえなかった。

もう一つは、デザイン保護法制の理論的課題および各国法の課題までは指摘することができたものの、本研究の目的である最終的な世界的に統一されたデザイン保護のあり方まではチーム全体としてまとめられなかったことである。これは、上記の調査・実験を踏まえずに方向性を提言することが困難なことに起因する。

しかし、残された課題自体は明確である。また、新たにこれらの残された課題の検討を行い、本研究課題をさらに発展させる機会も得た(科学研究費 17H01942)。近いうちに、これらの研究成果も含めて公表したいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

1 Nakatsuji N, Ihara H, Seno T, Ito H, Visualizing similarity of appearance by arrangement of cards, *Frontiers in Psychology*, 698, 2016、査読有、doi: 10.3389/fpsyg.2016.00698

[学会発表等] (計 2 件)

1 麻生 典、「デザイン保護制度の現状と第 4 次産業革命の影響：デザイン保護制度セミナーコメント」、RCLIP、2017 年 3 月 11 日、早稲田大学(東京都・新宿区)

2 麻生 典、Christoph Rademacher、Roberto Carapeto、末宗 達行、五味 飛鳥、「デザイン保護法制の現状と課題」、第 63 回春季日本デザイン学会オーガナイズドセッション、2016 年 7 月 3 日、長野大学(長野県・上田市)

[図書] (計 1 件)

1 麻生 典=Christoph Rademacher 編『デザイン保護法制の現状と課題-創作と法学の視点から-』（日本評論社、2016年、614頁）

〔図書内論文〕（計12件）

以下全て、前述図書『デザイン保護法制の現状と課題-創作と法学の視点から-』（日本評論社、2016年）内掲載論文

1 麻生 典「意匠法の存在意義-著作権法との関係を中心に-」、p. 2-17、査読無

2 Christoph Rademacher「“Geburtstagszug”判決後のドイツの製品デザインの保護」、p. 18-36、査読無

3 Michel Vivant（著）・麻生典（訳）「フランスと欧州における意匠法の概要」、p. 37-66、査読無

4 瀧川 和彦「デザイン保護と独占禁止法」、p. 250-272、査読無

5 高 秀成「一般不法行為法によるデザイン保護の現況」、p. 273-290、査読無

6 Michel Vivant（著）・麻生典（訳）「一般法と知的所有法」、p. 291-314、査読無

7 藪本 将典「フランスにおける意匠法の淵源-旧体制期リヨンを中心に-」、p. 316-337、査読無

8 中野 万葉子「ドイツにおける意匠保護法制の起源」、p. 338-358、査読無

9 秋田 直繁「公共空間用家具のデザインプロセス」、p. 388-404、査読無

10 藤 紀里子「Web デザインのプロセス」、p. 513-529、査読無

11 知足 美加子「彫刻における作家性と複製の問題」、p. 560-573、査読無

12 中辻 七郎=伊藤 浩史「文脈効果を考慮した他の意匠の存在による類似度の変化-認知科学的見地に基づく意匠の類否判断の再検討-」、p. 593-614、査読無

〔その他〕

ホームページ

<http://www.design.kyushu-u.ac.jp/~design-b/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

麻生 典 (ASO, Tsukasa)

九州大学・芸術工学研究院・助教

研究者番号：20708416

### (2) 研究分担者

瀧川 和彦 (FUCHIKAWA, Kazuhiko)

山口大学・経済学部・准教授

研究者番号：00711227

石井 達郎 (ISHII, Tatsuro)

九州大学・芸術工学研究院・助教

研究者番号：10363392

秋田 直繁 (AKITA, Naoshige)

九州大学・芸術工学研究院・助教

研究者番号：10708415

伊藤 浩史 (ITO, Hiroshi)

九州大学・芸術工学研究院・助教

研究者番号：20512627

藪本 将典 (YABUMOTO, Masanori)

慶應義塾大学・法学部(三田)・准教授

研究者番号：20566880

RADEMACHER Christoph

早稲田大学・法学学術院・准教授

研究者番号：30609772

知足 美加子 (TOMOTARI, Mikako)

九州大学・芸術工学研究院・准教授

研究者番号：40284583

高 秀成 (KOH, Hidenari)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：50598711

藤 紀里子 (TOH, Kiriko)

九州大学・芸術工学研究院・助教

研究者番号：30315155

中野 万葉子 (NAKANO, Mayoko)

朝日大学・法学部・講師

研究者番号：10761447

### (3) 連携研究者

なし

### (4) 研究協力者

金 峻河 (KIM, Junha)

木村 剛大 (KIMURA, Kodai)

中辻 七郎 (NAKATSUJI, Nao)

CARAPETO Roberto

末宗 達行 (SUEMUNE, Tatsuyuki)

高田 久実 (TAKADA, Kumi)